【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長殿【提出日】2025年4月16日提出

第42特定期間

【計算期間】

(自 2024年7月17日 至 2025年1月16日)

【ファンド名】 DIAM J-REITオープン(2カ月決算コース)

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉原 規之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 積木 利浩

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-6774-5100

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

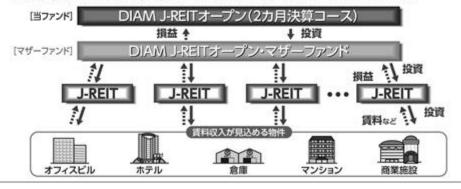
当ファンドは、中長期的に東証REIT指数(配当込み)を上回る投資成果をめざします。 当ファンドの信託金限度額は、2,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のう え、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>



日本のREITに投資

- ●東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)J-REITを 実質的な主要投資対象とします。
- ●東証REIT指数(配当込み)を運用にあたってのベンチマークとし、中長期的に、これを上回る投資成果をめざします。
- ●J-REITへの実質組入比率は、原則として高位を維持することをめざします。



指数の著作権等

東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

奇数月に決算を行い、安定的な分配をめざします。

- ●奇数月の各16日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、配当等収益を中心に安定した 収益分配を継続的に行うことをめざします。
- ●半年毎(1月・7月)の決算時には、原則として配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行うことをめざします。



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託 の純資産から支払われますので分配金が支払われると、そ の金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有 無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が 支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益·評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合 ケースA ケースB ケースC 10,600円 <前期決算日から基準価額が上昇した場合> <前期決算日から基準価額が下落した場合> 明中収益 分配金100円 10,550円 (1)+(2) 期中収益 100円 10,500円 10.500円 10.500円 10.500円 (f)+(2)(50P) 分配金100円 10.400円 *50円 10,450円 *500円 *500円 *500円 *500円 配当等収益 分配金100円 (①)20円 (3+4) (3)+(4)(3)+(4)*450FF (3+4)*80円 10.300円 (3+4)*420円 (3+4)前期決算日 当期決算日 当期決算日 前期決算日 当期決算日 当期決算日 前期決算日 当期決算日 当期決算日 分配前 分配後 分配前 分配後 分配前 分配後 *分配対象額 *分配对象额 *分配対象額 *分配対象額 *50円を *分配対象額 *分配対象額 *80円を 420円 取削し 取崩し 500円 500円 500円 450円

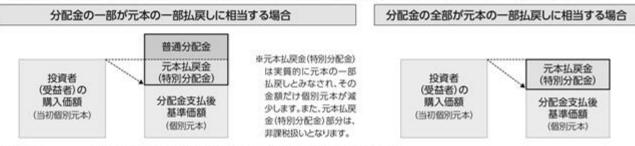
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。
- ◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



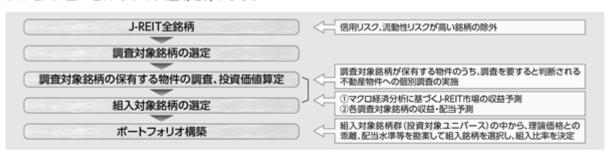
普通分配金 :個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- ・当ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団 法人投資信託協会規則に定める寄与度 が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存 在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
- ・当ファンドが実質的な主要投資対象とするJ-REITには、寄与度が10%を超えるまた は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資 が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じ た場合には、大きな損失が発生することがあります。

寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、 または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成割合をいいます。

運用プロセス

主として東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の) J-REITを対象に以下のプロセスに基づき、アクティブ運用を行います。



2025年1月末時点

商品分類表

10,1117,75,75		
単位型投信	小次社会业出	投資対象資産
追加型投信	投資対象地域	(収益の源泉)
		株式
	国内	
単位型投信		債 券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産
	内 外	()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託
2 加 至 投 信	財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益
	が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益
不動産投信	が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を
	源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般		()	
大型株	年2回		
中小型株		日本	
	年4回		
債券		北米	ファミリーファンド
一般	年6回		
公債	(隔月)	区欠州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
()		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・
	その他		ファンズ
その他資産	()	アフリカ	
(投資信託証券			
(不動産投信))		中近東	
		(中東)	
資産複合		エマージング	
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

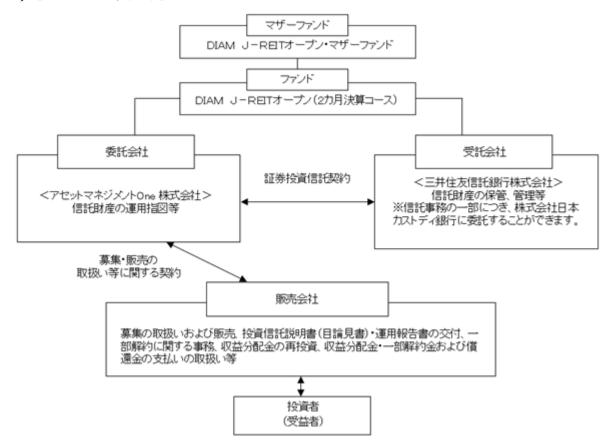
	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、
その他資産	主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。
(投資信託証券	(注)商品分類表の投資対象資産は不動産投信に分類され、属性区分表の
(不動産投信))	投資対象資産はその他資産(投資信託証券(不動産投信))に分類
	されます。
年6回(隔月)	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるもの
中0四(隔月)	をいいます。
日 本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の
中	資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・
ファンド	ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの
	をいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

(2)【ファンドの沿革】

2004年2月27日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定 したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の 再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定 めたものです。

ファミリーファンド方式とは

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円 (2025年1月31日現在)

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ
	リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社
	と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
	とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA
	Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式
	会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部
	門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2025年1月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 番1号	12,000株	30.0% 2

1: A種種類株式(15,510株)を含みます。

2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、中長期的に東証 R E I T 指数 (配当込み)を上回る投資成果をめざします。

< 投資対象 >

DIAM J-REITオープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

DIAM J-REITオープン・マザーファンドを通じて、東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券に投資を行います。

東証REIT指数(配当込み)を運用にあたってのベンチマークとし、中長期的に、これを上回る投資成果をめざします。

不動産投資信託証券への実質組入比率は、原則として高位を維持することをめざします。

但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときならびに東証REIT指数が改廃されたとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条の2に定めるものに限ります。)

八. 金銭債権

二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。)

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたDIAM J-REITオープン・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項同号に掲げる権利を除いたもので、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- (1)コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (2)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)の証券の性質を有するもの
- (3)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会 社が運用上必要と認める場合、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条 第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (1)預金
- (2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形

2025年4月16日現在、当ファンドが実質的に純資産総額の10%を超えて投資する可能性があると判断 している不動産投資信託証券(J-REIT)の銘柄の内容は、次の通りです。

投資対象ファンドの名称	野村不動産マスターファンド投資法人
運用の基本方針・主要な投資	本投資法人は、資産を主として不動産等資産のうち、不動産、
対象	不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託
	の受益権に対する投資として運用することを目的として、中長
	期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運
	用を行うことを基本方針としています。
	本投資法人は、オフィス、商業施設、物流施設、居住用施設そ
	の他様々な用途の施設を投資対象とし、テナント需要に厚みの
	ある東京圏(東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県)を中心
	に、三大都市圏及び政令指定都市等への地域分散にも留意した
	投資戦略を採用します。
委託会社(資産運用会社)の	R 计 不
名称	野村不動産投資顧問株式会社

投資対象ファンドの名称	KDX不動産投資法人
運用の基本方針・主要な投資	本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づ
対象	き設立された投資法人であり、中長期にわたる安定した収益の
	確保を目指して、主として不動産等の特定資産に投資を行うこ
	とを通じてその資産の運用を行います。
	本投資法人は、不動産の用途を限定することなく、オフィスビ
	ル、居住用施設、商業施設、ヘルスケア施設、物流施設、宿泊
	施設、その他様々な用途の不動産を投資対象とします。
委託会社(資産運用会社)の	ケネディクス不動産投資顧問株式会社
名称	ソヤノ1ソ人小劉连汉貝麒四外式云社

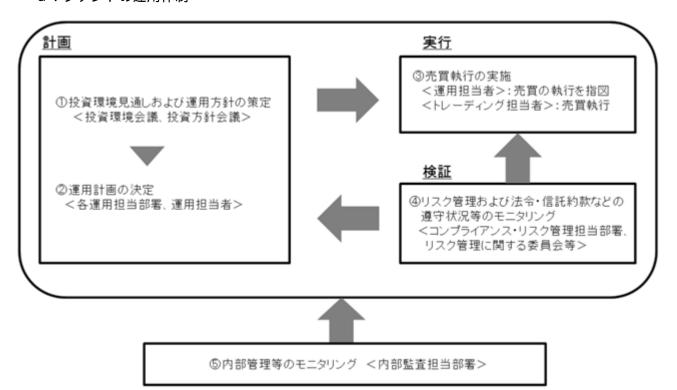
(参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	DIAM J-REITオープン・マザーファンド
基本方針 	この投資信託は、中長期的に東証REIT指数(配当込み)を上回る投資成 田本はざしまま
	果をめざします。
主な投資対象 	│東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用 │ │
	予定の)不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動
	産投信等をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。
投資態度	東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採
	用予定の)不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
	東証REIT指数(配当込み)を運用にあたってのベンチマークとし、中
	長期的に、これを上回る投資成果をめざします。
	なお、実際に組入れを行う不動産投資信託証券については東証REIT指
	数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券とし、東証
	REIT指数の採用銘柄の追加・変更があった場合には、定性評価、定量
	評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、投資対象として既に指
	定されていた不動産投資信託証券を除外したり、新たな不動産投資信託証
	券を指定する場合があります。
	不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することをめざし
	ます。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
	 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純
	資産総額の30%を超えないものとします。
	株式への投資は行いません。
	外貨建資産への投資は行いません。
	 デリバティブ取引 (法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価
	格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対
	象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用し
	ません。
	の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすること
	とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法
	人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うことと
	人投資信託励去税則に <i>ひたが</i> い当該比率以内となるよう調整を11 プロととします。
	UAY.

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)【運用体制】

a . ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最 良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b.ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c . 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2025年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として奇数月の各16日、休業日の場合は翌営業日。)に下記に基づき収益分配を 行います。

(1)分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として配当等収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことをめざします。また、毎年1月および7月の決算時には、原則として配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行います。分配金額については、委託会社が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の 運用を行います。

収益分配方式

- (1)信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
- 1)信託財産に属する配当等収益(利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2)売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」と言います。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3)上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当 等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファン ド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (2)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

マザーファンドへの投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を 超えないものとします。

株式への投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引 (約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3) 投資制限)

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を 実現する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総 額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合に は、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行う こととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

先物取引等の運用指図(約款第17条の2)

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8 項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法 第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるわが国 の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、 選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第17条の3)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理 的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

資金の借入れ(約款第24条)

- (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信 託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始 日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金 支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内で ある場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10% 以内における、当該有価証券等の売却代金、または解約代金および有価証券等の償還金の合計 額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。こ れらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの 投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込 むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

- J R E I T の価格変動リスク
- J-REITの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
- J R E I T の価格は、J R E I T が投資対象とする不動産等の価値および当該不動産等によ

る賃貸収入の増減によって変動します。

J - R E I T は株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。

その他にも、投資対象不動産の老朽化・災害に伴う損害などは不動産等の価値が低下する要因となり、また、J-REITが投資対象とする建物の用途規制等、不動産等にかかる規制の強化や新たな規制がかかることにより、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性もあります。 当ファンドは、実質的にJ-REITに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

金利リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇するとJ-REITの価格は下落します。当ファンドは、実質的にJ-REITに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

信用リスク

投資するJ-REITの発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資するJ-REITが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、J-REITの価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落 要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、東証REIT指数が改廃された場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)する場合があります。

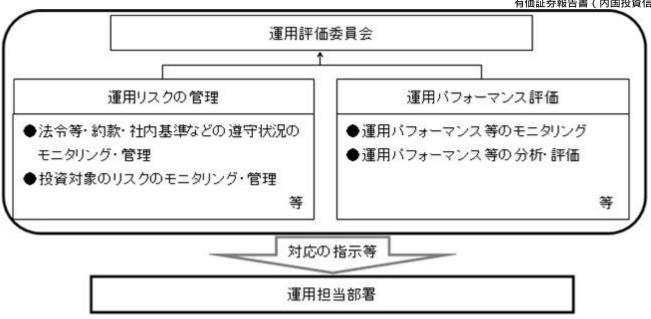
注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に不動産投資信託証券等の値動きのある有価証券に投資しますので、 基準価額は変動します。
- 口.投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ.投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 二.投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失 は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パ フォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

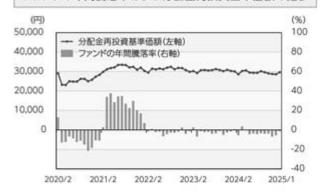


・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の 流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運 用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督 します。

リスク管理体制は2025年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

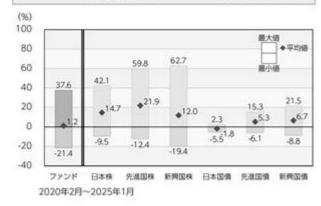
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年 間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落 率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ペンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権そ の他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式財価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI配價	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同格数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンG8I-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	[JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド]は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加量平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の基準価額に、3.3%(税抜 3.0%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等に かかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1%(税抜1.0%)

支払先	内訳(税抜)	主な役務
委託会社	年率0.45%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の
		算出等の対価
販売会社	年率0.50%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口
		座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等
		の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1.信託財産留保額 ありません。

2.その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきま す。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の 利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの 基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費 税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から 支払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、間接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上場不動産投資信託(J-REIT)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(J-REIT)の費用は表示しておりません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2025年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当 する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配をの全額が普通分配をとなり

当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配 金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1,10%	1,10%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

- ※対象期間:2024年7月17日~2025年1月16日
- ※対象期間の連用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるもの は消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権□数に平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。 なお、上場不動産投資信託(J-REIT)の費用は上記に含まれておりません。上記の総経費率に関しては、入手し得る情報において作成、計算されたものです。
- ※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		4,648,452,006	
	内 日本	4,648,452,006	99.77
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		10,742,491	0.23
純資産総額		4,659,194,497	100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

DIAM J-REITオープン・マザーファンド

2025年1月31日現在

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券		62,237,066,600	
内 日本		62,237,066,600	97.69
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,473,728,502	2.31
純資産総額			100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	DIAM J-REIT オープン・マザーファンド	親投資 信託受	1,180,589,223	3.7796	3.9374	-	99.77
	日本	益証券		4,462,155,648	4,648,452,006	-	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.77
合計	99.77

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

DIAM J-REITオープン・マザーファンド

2025年1月31日現在

順				簿価単価	評価単価	利率	投資
位	銘柄名	種類	数量	簿価金額	評価金額	(%)	比率
111	発行体の国/地域			(円)	(円)	償還日	(%)

		1			T IMI	业分牧古者(1	
	野村不動産マスターファン	投資証	44 222	139,800.00	149,500.00	-	10.20
1	ド投資法人 日本	券	44,222	6,182,235,600	6,611,189,000	_	10.38
		投資証		145,947.85	155,100.00	-	
2	日本	券	34,568	5,045,125,375	5,361,496,800	-	8.42
	ラサールロジポート投資法	投資証		141,800.00	143,400.00	_	
3	人	没真証 券	32,287		·	_	7.27
	日本			4,578,296,600	4,629,955,800	-	
4	日本都市ファンド投資法人 日本	投資証 券	47,664	88,798.57 4,232,495,073	94,500.00 4,504,248,000	-	7.07
				4,232,493,073	4,304,240,000		
5	資法人	投資証	25,426	144,647.58	142,900.00	-	5.70
	日本	券		3,677,809,509	3,633,375,400	-	
6	G L P投資法人	投資証	27,977	121,418.85	127,200.00	-	5.59
	日本	券	27,077	3,396,935,391	3,558,674,400	-	0.00
	ジャパンリアルエステイト	投資証	04 400	104,483.08	109,400.00	-	5.04
7	投資法人 日本	券	31,108	3,250,259,882	3,403,215,200	_	5.34
		投資証		287,000.00	294,500.00	_	
8	日本	券	11,283	3,238,221,000	3,322,843,500	-	5.22
	日本ロジスティクスファン	投資証		96 366 43			
9	ド投資法人	│投員証 │ │ 券	31,119	86,366.13	89,900.00	-	4.39
	日本			2,687,627,654	2,797,598,100	-	
10	インヴィンシブル投資法人	投資証	40,812	66,322.88	67,800.00	-	4.34
	日本 ジャパンエクセレント投資	券		2,706,769,475	2,767,053,600	-	
11	法人	投資証	20,433	117,810.88	125,500.00	-	4.02
	日本	券		2,407,229,910	2,564,341,500	-	
	ユナイテッド・アーバン投	投資証		143,326.31	150,400.00		
12	資法人	^{汉貝皿} 券	15,845			_	3.74
	日本	,,,		2,271,005,484	2,383,088,000	-	
13	積水ハウス・リート投資法 」	投資証	23,423	76,600.00	79,400.00	-	2.92
13	人 日本	券	23,423	1,794,201,800	1,859,786,200	_	2.92
	 日本プライムリアルティ投	10.20-		, , ,			
14	資法人	投資証 券	4,499	323,505.22	342,000.00	-	2.42
	日本	70"		1,455,450,007	1,538,658,000	-	
	アクティビア・プロパ	投資証		336,226.93	338,000.00	_	_
15	ティーズ投資法人	券	4,125		·		2.19
\vdash	日本 日	投資証		1,386,936,111	1,394,250,000	-	
16	日本にルファフィ及員及八	汉貝皿 券	11,098	1,335,089,400	1,370,603,000	_	2.15
	ジャパン・ホテル・リート						
17	投資法人	投資証 券	18,772	70,400.00	72,000.00	-	2.12
	日本	7		1,321,548,800	1,351,584,000	-	
	スターアジア不動産投資法	投資証		51,746.75	51,700.00	_	
18	人	券	24,800		·		2.01
	日本 コンフォリア・レジデン			1,283,319,465	1,282,160,000	-	
19	シャル投資法人	投資証	4,142	276,070.83	271,600.00	-	1.77
	日本	券	,,	1,143,485,385	1,124,967,200	-	
ш		<u> </u>				I	1

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

					1月1川市	业秀報告書(阝	1四次貝店
20	日本プロロジスリート投資 法人	投資証	3,713	228,700.00	236,900.00	-	1.38
	日本	券	·	849,163,100	879,609,700	-	
21	フロンティア不動産投資法 人	投資証	10,013	77,900.00	81,000.00	-	1.27
	日本	券		780,012,700	811,053,000	-	
22	N T T都市開発リート投資 法人	投資証券	5,553	120,198.25	132,200.00	-	1.15
	日本	<i>ज</i>		667,460,899	734,106,600	-	
23	グローバル・ワン不動産投 資法人	投資証券	6,721	100,377.37	105,300.00	-	1.11
	日本	分		674,636,312	707,721,300	-	
24	大和証券リビング投資法人	投資証	6,841	88,300.00	89,400.00	-	0.96
	日本	日本 券	0,041	604,060,300	611,585,400	-	0.30
25	福岡リート投資法人	投資証	2,885	145,537.00	147,100.00	-	0.67
	日本	券	2,000	419,874,261	424,383,500	-	0.07
26	オリックス不動産投資法人	投資証	2,413	162,300.00	172,400.00	-	0.65
	日本	券	2,	391,629,900	416,001,200	-	0.00
27	日本リート投資法人	投資証	4,968	77,400.00	81,500.00	-	0.64
	日本	券	1,000	384,523,200	404,892,000	-	0.01
28	星野リゾート・リート投資 法人	投資証 券	1,296	208,011.80	207,200.00	-	0.42
	日本	分		269,583,298	268,531,200	-	
29	平和不動産リート投資法人	投資証	1,995	123,234.37	128,200.00	-	0.40
29	日本	券	1,995	245,852,577	255,759,000	-	0.40
30	阪急阪神リート投資法人	投資証	1,820	123,516.01	128,100.00	-	0.37
30	日本	券	1,020	224,799,153	233,142,000	-	0.37

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年1月31日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	97.69
合計	97.69

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

DIAM J-REITオープン・マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

DIAM J-REITオープン・マザーファンド

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(2025年1月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

且近日(2025年1月末)、同日	#資産総額 (注)	(大)	1口当たりの	人の過りです。
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(百万円)	(百万円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第23特定期間末 (2015年7月16日)	14,805	15,032	0.5212	0.5292
第24特定期間末				
(2016年1月18日)	13,941	14,177	0.4735	0.4815
,				
第25特定期間末	13,469	13,685	0.4992	0.5072
(2016年7月19日)	,	,		
第26特定期間末	11,813	12,017	0.4629	0.4709
(2017年1月16日)	11,010	12,017	0.4023	0.4703
第27特定期間末	0.000	0.400		2 4242
(2017年7月18日)	8,999	9,182	0.3932	0.4012
第28特定期間末				
(2018年1月16日)	8,714	8,889	0.3975	0.4055
第29特定期間末				
(2018年7月17日)	8,195	8,362	0.3927	0.4007
第30特定期間末				
(2019年1月16日)	7,930	8,095	0.3848	0.3928
第31特定期間末				
(2019年7月16日)	8,323	8,485	0.4109	0.4189
第32特定期間末				
(2020年1月16日)	8,126	8,280	0.4218	0.4298
第33特定期間末	6,405	6,568	0.3146	0.3226
(2020年7月16日)				
第34特定期間末	6,389	6,465	0.3334	0.3374
(2021年1月18日)				
第35特定期間末	6,470	6,535	0.4015	0.4055
(2021年7月16日)	0,470	0,555	0.4013	0.4055
第36特定期間末	F 400	5 504	0.0540	0.0500
(2022年1月17日)	5,469	5,531	0.3543	0.3583
第37特定期間末				
(2022年7月19日)	5,398	5,460	0.3485	0.3525
第38特定期間末				
(2023年1月16日)	5,246	5,312	0.3201	0.3241
第39特定期間末				
(2023年7月18日)	5,090	5,155	0.3156	0.3196
第40特定期間末				
(2024年1月16日)	5,285	5,354	0.3052	0.3092
第41特定期間末				
(2024年7月16日)	5,041	5,112	0.2829	0.2869
第42特定期間末	4,536	4,605	0.2611	0.2651
(2025年1月16日)				

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

2024年1月末日	5,307	-	0.3006	-
2月末日	4,990	-	0.2853	-
3月末日	5,253	-	0.2984	-
4月末日	5,250	-	0.3014	-
5月末日	5,208	-	0.2863	-
6月末日	5,098	-	0.2852	-
7月末日	5,001	-	0.2814	-
8月末日	5,052	-	0.2891	-
9月末日	4,862	-	0.2797	-
10月末日	4,757	-	0.2744	-
11月末日	4,651	-	0.2675	-
12月末日	4,579	-	0.2663	-
2025年1月末日	4,659	-	0.2719	-

【分配の推移】

	1 口当たりの分配金(円)
第23特定期間	0.0240
第24特定期間	0.0240
第25特定期間	0.0240
第26特定期間	0.0240
第27特定期間	0.0240
第28特定期間	0.0240
第29特定期間	0.0240
第30特定期間	0.0240
第31特定期間	0.0240
第32特定期間	0.0240
第33特定期間	0.0240
第34特定期間	0.0120
第35特定期間	0.0120
第36特定期間	0.0120
第37特定期間	0.0120
第38特定期間	0.0120
第39特定期間	0.0120
第40特定期間	0.0120
第41特定期間	0.0120
第42特定期間	0.0120

【収益率の推移】

	収益率(%)
第23特定期間	9.5
第24特定期間	4.5
第25特定期間	10.5
第26特定期間	2.5
第27特定期間	9.9
第28特定期間	7.2
第29特定期間	4.8
第30特定期間	4.1
第31特定期間	13.0
第32特定期間	8.5

第33特定期間	19.7
第34特定期間	9.8
第35特定期間	24.0
第36特定期間	8.8
第37特定期間	1.7
第38特定期間	4.7
第39特定期間	2.3
第40特定期間	0.5
第41特定期間	3.4
第42特定期間	3.5

⁽注1)収益率は期間騰落率です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第23特定期間	4,783,403,659	6,668,011,789
第24特定期間	3,313,273,031	2,273,261,108
第25特定期間	2,649,778,495	5,110,568,664
第26特定期間	1,161,562,256	2,626,502,100
第27特定期間	849,925,792	3,479,619,945
第28特定期間	2,430,995,019	3,395,701,326
第29特定期間	2,375,241,831	3,432,650,699
第30特定期間	2,499,855,778	2,755,647,518
第31特定期間	2,939,816,813	3,298,079,351
第32特定期間	3,441,595,233	4,430,169,096
第33特定期間	5,143,820,964	4,043,969,911
第34特定期間	1,536,977,542	2,740,771,577
第35特定期間	1,209,794,245	4,256,717,077
第36特定期間	1,098,682,293	1,774,893,290
第37特定期間	1,567,288,193	1,512,085,174
第38特定期間	1,876,279,613	977,303,419
第39特定期間	1,628,785,011	1,892,507,571
第40特定期間	3,017,917,650	1,827,919,583
第41特定期間	2,241,172,499	1,741,880,010
第42特定期間	1,285,415,385	1,727,919,758

⁽注)本邦外における設定及び解約はありません。

⁽注2)各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

データの基準日:2025年1月31日

基準価額・純資産の推移 (2015年1月30日~2025年1月31日)

分配の推移(税引前)



2024年 5月	40円
2024年 7月	40円
2024年 9月	40円
2024年11月	40円
2025年 1月	40円
直近1年開累計	240円
設定来累計	14,940円

※分配金は1万円当たりです。

- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2004年2月27日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総類に対する当該資産の時価比率です。

100.00

順位	銘柄名	比率(%)
- 1	DIAM J-REITオープン・マザーファンド	99.77

■DIAM J-REITオープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

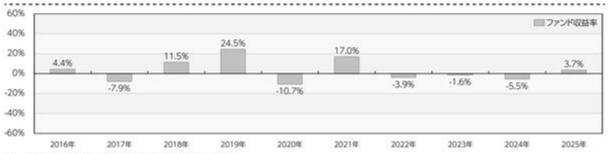
合計(純資産総額)

	資産の種類	比率(%)
投資証券	70	97.69
	内日本	97.69
コール・ローン	、その他の資産(負債控除等)	2.31

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	10.38
2	KDX不動産投資法人	日本	8.42
3	ラサールロジポート投資法人	日本	7.27
4	日本都市ファンド投資法人	日本	7.07
5	アドパンス・レジデンス投資法人	日本	5.70
6	GLP投資法人	日本	5.59
7	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	5.34
8	大和証券オフィス投資法人	日本	5.22
9	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	4.39
10	インヴィンシブル投資法人	日本	4.34

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)を行うことができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申 込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとし ます。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額は、お申込日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の 受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示 することがあります。)

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL https://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申 込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

・お申込手数料は、お申込日の基準価額に、3.3%(税抜 3.0%)を上限に各販売会社が定める手数 料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等の場合には、お申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかか りません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

2【換金(解約)手続等】

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

- ・解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において お支払いします。

<解約価額の照会方法等>

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法	
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額	
不動産投資信託証券	計算日における金融商品取引所等の最終相場	

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL https://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は2004年2月27日から無期限です。ただし、下記(5) イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

- a.計算期間は原則として1月17日から3月16日まで、3月17日から5月16日まで、5月17日から7月16日まで、7月17日から9月16日まで、9月17日から11月16日まで、11月17日から翌年1月16日までとします。
- b.上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始 されるものとします。

(5)【その他】

イ.償還規定

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中において、東証REIT指数が改廃されたときもしくは、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 委託会社は、上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社 に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、上記e. の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d.からf.の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- i. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会 社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解 任した場合、委託会社は下記 「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任し ます。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託 を終了させます。
- k. 上記 d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自 己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取 請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

口.信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき は、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変 更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更し ようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に かかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者 に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に 異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとしま す。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超 えるときは信託約款を変更しません。
- e. 委託会社は、上記d.の規定により、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨 およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交 付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いま せん。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からe.の規定にした がい信託約款を変更します。
- g. 上記 c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自 己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取 請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

八.関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該 契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自 動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに 掲載します。(URL https://www.am-one.co.jp/)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年1月16日、7月16日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から 運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL https://www.am-one.co.jp/)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会 社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除 きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代 金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については 原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払い を開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、 委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売 会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の 売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年7月17日から2025年1月16日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【DIAM J-REITオープン(2カ月決算コース)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2024年7月16日現在	当期 2025年1月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,067,974	22,317,280
親投資信託受益証券	5,031,882,269	4,527,391,539
未収入金	59,960,000	66,100,000
流動資産合計	5,122,910,243	4,615,808,819
資産合計	5,122,910,243	4,615,808,819
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	71,273,474	69,503,456
未払解約金	858,457	1,789,292
未払受託者報酬	473,475	409,150
未払委託者報酬	8,996,289	7,774,177
その他未払費用	13,411	11,587
流動負債合計	81,615,106	79,487,662
負債合計	81,615,106	79,487,662
純資産の部		
元本等		
元本	17,818,368,517	17,375,864,144
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	12,777,073,380	12,839,542,987
(分配準備積立金)	<u> </u>	<u> </u>
元本等合計	5,041,295,137	4,536,321,157
純資産合計	5,041,295,137	4,536,321,157
負債純資産合計	5,122,910,243	4,615,808,819

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2024年1月17日 至 2024年7月16日	当期 自 2024年7月17日 至 2025年1月16日
営業収益		
受取利息	5,066	20,197
有価証券売買等損益	156,779,668	147,820,730
営業収益合計	156,774,602	147,800,533
営業費用		
支払利息	216	-
受託者報酬	1,416,250	1,330,308
委託者報酬	26,909,641	25,276,885
その他費用	40,125	37,689
営業費用合計	28,366,232	26,644,882
営業利益又は営業損失()	185,140,834	174,445,415
経常利益又は経常損失()	185,140,834	174,445,415
当期純利益又は当期純損失()	185,140,834	174,445,415
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	9,310,896	7,274,242
期首剰余金又は期首欠損金()	12,033,660,152	12,777,073,380
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,224,136,779	1,246,667,947
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,224,136,779	1,246,667,947
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,578,584,139	933,769,707
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,578,584,139	933,769,707
分配金	213,135,930	208,196,674
期末剰余金又は期末欠損金()	12,777,073,380	12,839,542,987

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当期
項目	自 2024年7月17日
	至 2025年1月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
	たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期	当期	
		2024年7月16日現在	2025年1月16日現在	
1.	期首元本額	17,319,076,028円	17,818,368,517円	
	期中追加設定元本額	2,241,172,499円	1,285,415,385円	
	期中一部解約元本額	1,741,880,010円	1,727,919,758円	
2.	受益権の総数	17,818,368,517□	17,375,864,144□	
3.	元本の欠損	│ │ 純資産額が元本総額を下回ってお	純資産額が元本総額を下回ってお	
		り、その差額は12,777,073,380円で	り、その差額は12,839,542,987円で	
		あります。	あります。	

	00.000.0	0,76,9,
損益及び剰余金計算書に関する注記)		
	前期	 当期
項目	自 2024年1月17日	自 2024年7月17日
	至 2024年7月16日	至 2025年1月16日
1. 分配金の計算過程	(自2024年1月17日 至2024年3月18	(自2024年7月17日 至2024年9月17
	日)	日)
	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(44,811,469円)、費用控	当等収益(49,566,588円)、費用控
	除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
	券売買等損益(0円)、信託約款に規	券売買等損益(0円)、信託約款に基
	定される収益調整金(3,048,267,175	定される収益調整金(2,898,821,61
	円)及び分配準備積立金(0円)より	
	分配対象収益は3,093,078,644円(1	分配対象収益は2,948,388,207円(1
	万口当たり1,764.76円)であり、う	万口当たり1,702.27円)であり、う
	570,107,306円(1万口当たり40円)	ち69,281,220円(1万口当たり40円)
	を分配金額としております。	を分配金額としております。
	(自2024年3月19日 至2024年5月16	(自2024年9月18日 至2024年11月1
	日)	日)
	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(25,629,856円)、費用控	当等収益(12,014,897円)、費用控
	除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
	券売買等損益(0円)、信託約款に規	
	定される収益調整金(3,094,207,304	
	円)及び分配準備積立金(0円)より	円)及び分配準備積立金(0円)より
	分配対象収益は3,119,837,160円(1 万口当たり1,739.15円)であり、う	分配対象収益は2,896,699,327円(1 万口当たり1,669.27円)であり、う
	カロヨたり1,739.15円)であり、ラ ち71,755,150円(1万口当たり40円)	569,411,998円(1万口当たり40円)
	5/1,/55,150円(1万日ヨたり40円) を分配金額としております。	569,411,998円(1万日ヨたり40円) を分配金額としております。
	で刃肌並領CUCのリみり。	で刀癿並留としてのリみり。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(自2024年5月17日 至2024年7月16 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(25,346,564円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(3,027,907,782 円)及び分配準備積立金(0円)より 分配対象収益は3,053,254,346円(1 万口当たり1,713.54円)であり、う 571,273,474円(1万口当たり40円) を分配金額としております。

(自2024年11月19日 至2025年1月16 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(28,691,699円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(2,831,189,257 円)及び分配準備積立金(0円)より 分配対象収益は2,859,880,956円(1 万口当たり1,645.89円)であり、う 569,503,456円(1万口当たり40円) を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	前期	当期
項目	自 2024年1月17日	自 2024年7月17日
	至 2024年7月16日	至 2025年1月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、 運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

- TG-	前期	当期
項目	2024年7月16日現在	2025年1月16日現在

-				•		- 1.1			,
	右価	计类却	生土	(1	太国:	小咨	⋵託	承达 新	送)

			有叫证分取口盲(内国仅具记
1	貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則とし	同左
	差額	てすべて時価で評価しているため、	
		貸借対照表計上額と時価との差額は	
		ありません。	
2	時価の算定方法	(1)有価証券	同左
		「(重要な会計方針に係る事項に関	
		する注記)」にて記載しておりま	
		ਰ 。	
		┃ (2)デリバティブ取引	
		該当事項はありません。	
		│ │(3)上記以外の金融商品	
		 上記以外の金融商品(コール・ロー	
		│ │ン等の金銭債権及び金銭債務)は短	
		 期間で決済されるため、帳簿価額は	
		 時価と近似していることから、当該	
		 帳簿価額を時価としております。	
3	金融商品の時価等に関する事項に	 金融商品の時価の算定においては一	同左
	ついての補足説明	 定の前提条件等を採用しているた	
		 め、異なる前提条件等によった場	
		合、当該価額が異なることもありま	
		 す。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

70× H = 111 M = 21				
	前期	当期		
	2024年7月16日現在	2025年1月16日現在		
種類	最終計算期間の	最終計算期間の		
	損益に含まれた 損益に含まれた			
	評価差額(円)	評価差額(円)		
親投資信託受益証券	150,219,397	53,700,948		
合計	150,219,397 5			

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期	当期	
	2024年7月16日現在	2025年1月16日現在	
1口当たり純資産額	0.2829円	0.2611円	
(1万口当たり純資産額)	(2,829円)	(2,611円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

2025年1月16日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	DIAM J-REITオープ ン・マザーファンド	1,197,849,386	4,527,391,539	
親投資信託受益証券	合計	1,197,849,386	4,527,391,539	
合計			4,527,391,539	

⁽注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「DIAM J-REITオープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。 同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

(単位:円)

資産の部	2020年17310日%圧
流動資産	
コール・ローン	834,778,699
投資証券	60,194,645,528
未収入金	668,947,745
未収配当金	710,911,652
流動資産合計	62,409,283,624
資産合計	62,409,283,624
負債の部	
流動負債	
未払金	230,230,183
未払解約金	466,800,000
流動負債合計	697,030,183
負債合計	697,030,183
純資産の部	
元本等	
元本	16,327,609,146
剰余金	
剰余金又は欠損金()	45,384,644,295
元本等合計	61,712,253,441
純資産合計	61,712,253,441
負債純資産合計	62,409,283,624

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	0.24173211-13.0 3 X1-1X17 01248)		
項目		自 2024年7月17日	
	坦	至 2025年1月16日	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ	
		たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ	
		いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気	
		配相場に基づいて評価しております。	
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金	
		原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上	
		しております。	

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2025年1月16日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	16,971,710,981円
	本額	
	同期中追加設定元本額	1,003,374,434円
	同期中一部解約元本額	1,647,476,269円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	DIAM J-REITオープン(毎月決算コース)	11,116,901,667円
	DIAM J-REITオープン(2カ月決算コース)	1,197,849,386円
	DIAM J-REITアクティブファンド(毎月決算型)	872,021,046円
	DIAM J-REITオープン(1年決算コース)	3,076,030,120円
	DIAM J-REITファンドVA<適格機関投資家限定>	64,806,927円
	計	16,327,609,146円
2.	受益権の総数	16,327,609,146□

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

1.	項目金融商品に対する取組方針	自 2024年7月17日 至 2025年1月16日 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方 針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目 的としております。
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細 は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動 リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リ スクを有しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	項目	2025年1月16日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期 間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年1月16日現在	
	当期の	
	損益に含まれた	
	評価差額(円)	
投資証券	2,950,765,977	
合計	2,950,765,977	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年1月16日現在
1口当たり純資産額	3.7796円
(1万口当たり純資産額)	(37,796円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2025年1月16日現在

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
作主大只	עםוויט	(円)	(円)	M#.2
投資証券	CREロジスティクスファンド	90	12 102 000	
	投資法人	90	12,492,000	
	G L P投資法人	27,827	3,378,197,800	
	KDX不動産投資法人	33,570	4,894,506,000	
	NTT都市開発リート投資法人	4,601	548,439,200	
	いちごオフィスリート投資法人	1,405	112,259,500	

	アクティビア・プロパティーズ	3,581	1,203,216,000	
	投資法人	0,001	1,200,210,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	12,845	3,716,058,500	
	インヴィンシブル投資法人	40,634	2,694,034,200	
	オリックス不動産投資法人	4,194	680,686,200	
	グローバル・ワン不動産投資法 人	5,812	579,456,400	
	コンフォリア・レジデンシャル 投資法人	4,236	1,169,559,600	
	ジャパン・ホテル・リート投資 法人	21,037	1,481,004,800	
	ジャパンエクセレント投資法人	19,517	2,293,247,500	
	ジャパンリアルエステイト投資 法人	30,750	3,213,375,000	
	スターアジア不動産投資法人	23,720	1,226,324,000	
	スターツプロシード投資法人	269	46,456,300	
	フロンティア不動産投資法人	11,034	859,548,600	
	ユナイテッド・アーバン投資法 人	14,473	2,072,533,600	
	ラサールロジポート投資法人	33,779	4,789,862,200	
	阪急阪神リート投資法人	1,221	150,671,400	
	三井不動産ロジスティクスパー ク投資法人	1,574	156,393,528	
	星野リゾート・リート投資法人	574	119,334,600	
	積水ハウス・リート投資法人	28,136	2,155,217,600	
	大和証券オフィス投資法人	11,852	3,401,524,000	
	大和証券リビング投資法人	7,622	673,022,600	
	東海道リート投資法人	2,183	232,271,200	
	東急リアル・エステート投資法 人	2,142	331,795,800	
	日本ビルファンド投資法人	12,996	1,563,418,800	
	日本プライムリアルティ投資法 人	4,053	1,303,039,500	
	日本プロロジスリート投資法人	4,546	1,039,670,200	
	日本リート投資法人	4,968	384,523,200	
	日本ロジスティクスファンド投 資法人	10,116	2,618,020,800	
	日本都市ファンド投資法人	47,792	4,243,929,600	
	福岡リート投資法人	2,541	368,953,200	
	平和不動産リート投資法人	1,897	233,520,700	
	野村不動産マスターファンド投 資法人	44,693	6,248,081,400	
投資証券 合計	•	482,280	60,194,645,528	
合計			60,194,645,528	
(注)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。				

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年1月31日現在

資産総額	4,666,617,600円
負債総額	7,423,103円
純資産総額(-)	4,659,194,497円
発行済数量	17,135,354,224□
1口当たり純資産額(/)	0.2719円

(参考)

DIAM J-REITオープン・マザーファンド

2025年1月31日現在

資産総額	64,185,426,327円
負債総額	474,631,225円
純資産総額(-)	63,710,795,102円
発行済数量	16,181,006,920 🗆
1口当たり純資産額(/)	3.9374円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
 - (1) 資本金の額(2025年1月31日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2025年1月31日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会 の決議にしたが1)業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運 用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年1月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1,521,319,928,368
追加型株式投資信託	758	17,499,384,399,502
単位型公社債投資信託	22	34,546,612,794
単位型株式投資信託	193	1,022,246,213,515
合計	999	20,077,497,154,179

3【委託会社等の経理状況】

1.委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、第39期事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間(自2024年4月1日至2024年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	第38期	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産	1,127	1,093
建物	1 1,001	1 918
器具備品	1 118	1 130
リース資産	1 7	1 5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産	5,021	4,495
ソフトウエア	3,367	2,951
ソフトウエア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産	9,768	8,935
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

i	-	(羊位:日八口)
	第38期	第39期
(A = ~ +n \	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	,	
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金		0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2)【損益計算書】

	(·)				
	第38期	3 4 🗆	第39期 (自 2023年4月1日		
	(自 2022年4月 至 2023年3月		=		
AV MAIR AV	至 2023年3月	1010 <i>)</i>	至 2024年3	Дэга)	
営業収益					
委託者報酬	95,739		102,113		
運用受託報酬	16,150		17,155		
投資助言報酬	2,048		2,211		
その他営業収益	23		26		
営業収益計		113,962		121,507	
営業費用					
支払手数料	41,073		44,366		
広告宣伝費	216		329		
公告費	0		0		
調査費	33,177		35,468		
調査費	12,294		13,277		
神里貝 委託調査費			22,190		
	20,882		·		
委託計算費	548		558		
営業雑経費	733		823		
通信費	36		36		
印刷費	504		598		
協会費	69		65		
諸会費	29		44		
支払販売手数料	92		78		
営業費用計		75,749		81,545	
一般管理費					
給料	10,484		10,763		
	168		164		
給料・手当	9,199		9,425		
賞与	1,115		1,173		
	17		34		
寄付金	11		15		
旅費交通費	128		162		
租税公課	330		489		
不動産賃借料	1,006		1,030		
小勁座員間行 退職給付費用	437		412		
	1,388		1,567		
福利厚生費	47		46		
修繕費	1		1		
賞与引当金繰入額	1,730		1,927		
役員賞与引当金繰入額	48		52		
機器リース料	0		0		
事務委託費	4,074		3,379		
事務用消耗品費	37		46		
器具備品費	1		3		
諸経費	334		240		
一般管理費計		20,078		20,172	
営業利益		18,135		19,788	
H / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		,		,	

	第38		第39		
	(自 2022 ^年 至 2023 ^年		(自 2023 至 2024	年4月1日 年3月31日)	
営業外収益					
受取利息	10			4	
受取配当金	1 2,400		1	899	
時効成立分配金・償還金	0			0	
雑収入	10			18	
時効後支払損引当金戻入額	24			35	
営業外収益計		2,446			959
営業外費用					
為替差損	3			19	
金銭の信託運用損	1,003			1,008	
早期割増退職金	24			6	
雑損失	47			0	
営業外費用計		1,079			1,034
経常利益		19,502			19,712
特別利益					
投資有価証券売却益	4			-	
特別利益計		4			-
特別損失					
固定資産除却損	12			6	
投資有価証券売却損	9			-	
関係会社株式評価損	584			1,362	
減損損失	-		2	231	
特別損失計		606			1,601
税引前当期純利益		18,900			18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881			5,769
法人税等調整額		197			510
法人税等合計		5,078			5,258
当期純利益		13,821			12,852

(3)【株主資本等変動計算書】

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	(+= 1,7113)								
		株主資本							
		資本剰余金利益剰余金				益剰余金			
						その他和	川益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	別途	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							12,360	12,360	12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,461
当期末残高	0	0	79,034

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本								
			資本剰余金			利	益剰余金		
						その他和	引益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							11,040	11,040	11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,812
当期末残高	0	0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び 方法	評価 (1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及で 価方法	び評 時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 2~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の通貨への換算基準	本邦 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投 資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とと もに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運 用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4)成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

		× · · · · · · ·
	第38期	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期	第39期
	(自 2022年4月 1日	(自 2023年4月 1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
受取配当金	2,393	895

2.減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

	場所	用途	種類	減損損失
1	本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日	普通株式				
2022年6月16日 定時株主総会	A種種類 株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日	
2023年6月16日 定時株主総会	普通 株式 A種種 類株式	利益剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日	

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日	普通株式	普通株式 11,040		2022年2日24日	2000年6日40日
定時株主総会	A種種類 株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

2021 1 07 11 日内市 1 7 20 7 2 1 7 1 7 2 1 7						
決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生 (予定) 日
2024年6月17日	普通 株式	利益	10, 280	257,000	2024年2日21日	2024年6日18日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	10,280	237,000	2024年3月31日	2024年6月18日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、 発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	29,184	29,184	-
その他有価証券	1	1	-
資産計	29,186	29,186	-

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	28,143	28,143	-
その他有価証券	1	1	-
資産計	28,145	28,145	-

(注1)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2023年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	33,770	-	-	-
(2)金銭の信託	29,184	-	-	-
(3)未収委託者報酬	16,279	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	3,307	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	82,540	1	-	-

第39期(2024年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	41,183	-	-	-
(2)金銭の信託	28,143	-	-	-
(3)未収委託者報酬	19,018	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	3,577	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	91,923	1	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価(百万円)					
△ 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	-	29,184	-	29,184		
その他有価証券	-	1	-	1		
資産計	-	29,186	-	29,186		

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価(百万円)					
运 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
(1)金銭の信託	-	28,143	-	28,143		
(2)投資有価証券						
その他有価証券	-	1	-	1		
資産計	-	28,145	-	28,145		

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(預金・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価等に関する事項及び3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

		(
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(2020 0/30 : 日がほ)	(2021 0730 四元区)
投資有価証券(その他有価証券)		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447
" — "" "]	·''···

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額180百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

第39期(2024年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	54	4	9

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円(関係会社株式584百万円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円(関係会社株式1,362百万円)減損処理を 行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円) 第38期 第39期 (自 2022年4月1日 (自 2023年4月1日 至 2023年3月31日) 至 2024年3月31日) 退職給付債務の期首残高 2,576 2,698 勤務費用 279 296 2 利息費用 2 数理計算上の差異の発生額 31 9 246 退職給付の支払額 191 退職給付債務の期末残高 2.698 2.760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円) 第38期 第39期 (2023年3月31日現在) (2024年3月31日現在) 非積立型制度の退職給付債務 2,760 2,698 2,698 2,760 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 44 40 未認識過去勤務費用 0 0 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 2,719 2,654 退職給付引当金 2.654 2.719 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 2,719 2,654

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(百万円)
	第38期	第39期
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	0
その他	4	4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

⁽注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度に おいて6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期	第39期 第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 3.56%	1.00% ~ 3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第38期</u>	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額(一括償却資産)	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額(税法上)	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	-	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	<u> </u>	<u> </u>
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第38期</u>	第39期
	<u>(2023年3月31日現在)</u>	(2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.69 %	1.44 %
その他	0.06 %	0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務

2.企業結合日

2016年10月1日

3.企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、 吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3.企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	1
A44	DIAM	MHAM
会社名	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40.451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1)貸借対照表項目

	第38期	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん 51,451百万円 47,640百万円 顧客関連資産 20,947百万円 17,109百万円

(2)損益計算書項目

	第38期	第39期
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日	至 2024年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	8,039百万円	7,649百万円
経常利益	8,039百万円	7,649百万円
税引前当期純利益	8,039百万円	7,649百万円
当期純利益	6,744百万円	6,474百万円
1株当たり当期純利益	168,617円97銭	161,850円28銭
(注)営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額が	「含まれております。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期	第39期
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬(注)	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

⁽注)成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)及び第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

(2)子会社及び関連会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	人 为 签 0			事業の		l	系内容	明日の中容	ᄪᆁᄼᅘ	110	ᄪᆂᅷᆕ
属性	会社等の 名称	住所		内容又は職業	有(被	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	投資信託	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,579
の子会社	みずほ証 券株式会 社			証券業	1	-		投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	2,404

- 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	۸ ۱ ۳ ۸	<i>⇔</i> cr		事業の			系内容		m = 1 .	110	## + 12 =
属性	会社等の 名称	住所		内容又 は職業	左 / 池	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
会 社	株式会社 みずほ銀 行			銀行業	ı			投資信託の 販売代行手 数料	•	未払 手数料	1,870
会社	券株式会	<u>×</u>	億円	証券業	-			投資信託の 販売代行手 数料	•	未払 手数料	3,137

- 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	1
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(1)中間貸借対照表

		第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
(資産の部)		(=== + 10,300 1,00 1	
流動資産			
現金・預金			30,451
有価証券			0
金銭の信託			31,850
未収委託者報酬			19,361
未収運用受託報酬			3,548
未収投資助言報酬			315
未収収益			9
前払費用			1,538
その他			2,282
	流動資産計		89,360
固定資産			
有形固定資産			1,040
建物		1	888
器具備品		1	146
リース資産		1	4
建設仮勘定			0
無形固定資産			4,122
ソフトウエア			3,011
ソフトウエア仮勘定			1,111
電話加入権			0
投資その他の資産			8,024
投資有価証券			183
関係会社株式			3,840
長期差入保証金			764
繰延税金資産			3,085
その他			150
	固定資産計		13,188
資産合計			102,548

		:白万円)
	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
(負債の部)		
流動負債		
預り金		552
リース債務		1
未払金		8,577
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		8,466
その他未払金		108
未払費用		7,321
未払法人税等		3,650
未払消費税等	2	1,191
契約負債		7
賞与引当金		916
役員賞与引当金		28
	流動負債計	22,247
固定負債		
リース債務		3
退職給付引当金		2,720
時効後支払損引当金		64
	固定負債計	2,787
負債合計		25,035
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000
資本剰余金		19,552
資本準備金		2,428
その他資本剰余金		17,124
利益剰余金		55,960
利益準備金		123
その他利益剰余金		55,837
別途積立金		31,680
繰越利益剰余金		24,157
	株主資本計	77,513
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		0
評価・打	算差額等計	0
純資産合計		77,513
負債・純資産合計		102,548

(2)中間損益計算書

		(単位:日万円)
	第40期中間	
AV Alfalm A	(自 2024年4月1日 至	2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	55,266	
運用受託報酬	8,186	
投資助言報酬	1,200	
その他営業収益	13	
営業収:	益計	64,667
営業費用		
支払手数料	24,284	
広告宣伝費	157	
公告費	0	
調査費	18,581	
調査費	6,728	
委託調査費	11,853	
委託計算費	278	
営業雑経費	355	
通信費	19	
印刷費	234	
協会費	33	
諸会費	29	
支払販売手数料	39	
営業費		43,658
一般管理費		,
給料	5,154	
~~··· 役員報酬	89	
給料・手当	5,002	
賞与	63	
交際費	27	
寄付金	5	
旅費交通費	105	
租税公課	298	
不動産賃借料	583	
退職給付費用	210	
固定資産減価償却費	1 790	
福利厚生費	29	
修繕費	29 0	
修 档員 賞与引当金繰入額	916	
^{貝ラリヨ並綵八領} 役員賞与引当金繰入額	28	
(な見見う) コ 立然 八 領 機器 リース 料	20 0	
事務委託費	1,607	
事務用消耗品費	19	
器具備品費	0	
諸経費	154	0.000
一般管理	質計	9,933
営業利益		11,075

営業外収益 2 受取利息 2 受取配当金 448 時効成立分配金・償還金 26 金銭の信託運用益 2 雑収入 6 時効後支払損引当金戻入額 7 営業外費用 6 早期割増退職金 6 経常利益 11,563 特別損失 3 固定資産除却損 31 財務会社株式評価損 31 株別前中間純利益 11,528 法人稅、住民稅及び事業稅 3,685 法人稅等調整額 320 法人稅等合計 4,006 中間純利益 1,006 中間純利益 4,006 中間純利益 7,522			(半位・日月月)
営業外収益 2 受取配当金 448 時効成立分配金・償還金 0 為替差益 26 金銭の信託運用益 2 韓収入 6 時効後支払損引当金戻入額 7 営業外費用 494 営業外費用 6 経常利益 11,563 特別損失 3 固定資産除却損 3 関係会社株式評価損 31 税引前中間純利益 11,528 法人稅、住民稅及び事業稅 3,685 法人稅等詞整額 320 法人稅等合計 4,006			
受取配当金 448 時効成立分配金・償還金 0 為替差益 26 金銭の信託運用益 2 雑収入 6 時効後支払損引当金戻入額 7 営業外費用 6 早期割増退職金 6 経常利益 11,563 特別損失 3 固定資産除却損 3 関係会社株式評価損 31 株引前中間純利益 11,528 法人税、住民稅及び事業税 3,685 法人税等調整額 320 法人税等合計 4,006		(自 2024年4月1日 至	2024年9月30日)
受取配当金 448 時効成立分配金・償還金 0 為替差益 26 金銭の信託運用益 2 雑収入 6 時効後支払損引当金戻入額 7 営業外費用 6 早期割増退職金 6 経常利益 11,563 特別損失 3 固定資産除却損 3 関係会社株式評価損 31 株引前中間純利益 11,528 法人税、住民税及び事業税 3,685 法人税等詞整額 320 法人税等合計 4,006	営業外収益		
時効成立分配金・償還金 0 為替差益 26 金銭の信託運用益 2 雑収入 6 時効後支払損引当金戻入額 7 営業外費用 6 早期割増退職金 6 経常利益 11,563 特別損失 3 財債係会社株式評価損 31 税引前中間純利益 11,528 法人税、住民税及び事業税 3,685 法人税等詞整額 320 法人税等合計 4,006	受取利息	2	
為替差益 26 金銭の信託運用益 2 雑収入 6 時効後支払損引当金戻入額 7 営業外費用 494 営業外費用 6 経常利益 11,563 特別損失 3 固定資産除却損 3 関係会社株式評価損 31 税引前中間純利益 11,528 法人税、住民稅及び事業税 3,685 法人税等調整額 320 法人税等合計 4,006	受取配当金	448	
金銭の信託運用益 雑収入 時効後支払損引当金戻入額 2 6 7 営業外費用 早期割増退職金 6 経常利益 特別損失 固定資産除却損 関係会社株式評価損 3 11,563 税引前中間純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税、管調整額 31 3(885 法人税等調整額 320 法人税等合計 4,006	時効成立分配金・償還金	0	
# 収入 6 時効後支払損引当金戻入額 7 494 営業外費用 早期割増退職金 6 営業外費用計 6 経常利益 11,563 特別損失 3 関係会社株式評価損 31 特別損失計 35 税引前中間純利益 11,528 法人税、住民税及び事業税 3,685 法人税等調整額 320 法人税等合計 4,006	為替差益	26	
時効後支払損引当金戻入額7営業外費用494早期割増退職金6経常利益11,563特別損失3関係会社株式評価損31税引前中間純利益11,528法人税、住民稅及び事業税3,685法人税等調整額320法人税等合計4,006	金銭の信託運用益	2	
営業外費用 早期割増退職金6経常利益11,563特別損失 固定資産除却損 関係会社株式評価損3税引前中間純利益31税引前中間純利益11,528法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額320法人税等合計4,006	維収入	6	
営業外費用 早期割増退職金6営業外費用計6経常利益11,563特別損失 固定資産除却損 関係会社株式評価損3特別損失計31特別損失計35税引前中間純利益11,528法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額320法人税等合計4,006	時効後支払損引当金戻入額	7	
早期割増退職金6営業外費用計6経常利益11,563特別損失3関係会社株式評価損31特別損失計35税引前中間純利益11,528法人税、住民税及び事業税3,685法人税等調整額320法人税等合計4,006	営業外収益計		494
営業外費用計6経常利益11,563特別損失 固定資産除却損 関係会社株式評価損3 31 特別損失計31 35税引前中間純利益11,528法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額3,685 320法人税等合計4,006	営業外費用		
経常利益11,563特別損失 固定資産除却損 関係会社株式評価損3 31特別損失計35税引前中間純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額11,528法人税等合計320	早期割増退職金	6	
特別損失 固定資産除却損 関係会社株式評価損3 特別損失計31税引前中間純利益11,528法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額3,685法人税等合計4,006	営業外費用計		6
固定資産除却損 関係会社株式評価損3特別損失計35税引前中間純利益11,528法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額3,685法人税等合計4,006	経常利益		11,563
関係会社株式評価損31特別損失計35税引前中間純利益11,528法人税、住民税及び事業税3,685法人税等調整額320法人税等合計4,006	特別損失		
特別損失計35税引前中間純利益11,528法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額3,685法人税等合計4,006	固定資産除却損	3	
税引前中間純利益11,528法人税、住民税及び事業税3,685法人税等調整額320法人税等合計4,006	関係会社株式評価損	31	
法人税、住民税及び事業税3,685法人税等調整額320法人税等合計4,006	特別損失計		35
法人税等調整額320法人税等合計4,006	税引前中間純利益		11,528
法人税等合計 4,006	法人税、住民税及び事業税		3,685
	法人税等調整額		320
中間純利益 7,522	法人税等合計		4,006
	中間純利益		7,522

(3)中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

	株主資本							
			資本剰余金			利益剰余金		
						その他利	益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	
当中間期変動額								
剰余金の配当							10,855	
中間純利益							7,522	
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)								
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	3,333	
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157	

	株主	株主資本		算差額等	
	利益剰余金	株主資本	その他	評価・換算	純資産
	利益剰余金 合計	合計	有価証券 評価差額金	差額等合計	合計
当期首残高	59,294	80,846	0	0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	10,855	10,855			10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	3,333	3,333	0	0	3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	0	0	77,513

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評 価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び 評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 3~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨 に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定 した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該 報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基 づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しておりま す。

(4)成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)			
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 器具備品 リース資産		685百万円 609百万円 4百万円	
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及 費税等」として		費税等は相殺のうえ、 おります。	「未払消

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1.減価償却実施額	有形固定資産 76百万円 無形固定資産 713百万円	

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金(財 産)の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式 A種種類 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.(以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末(2024年9月30日現在)

1.金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)有価証券	0	0	-
(2)金銭の信託	31,850	31,850	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	0	0	-
資産計	31,852	31,852	-

⁽注)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券	-	0	-	0		
金銭の信託	-	31,850	-	31,850		
投資有価証券						
その他有価証券	-	0	-	0		
資産計	-	31,852	-	31,852		

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(銀行預金・委託証拠金等)で 構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末(2024年9月30日現在)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表	取得原価	差額
	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

⁽注)非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投	投資運用業務、投	信託業務、銀行業	投資運用業務、投
	資助言・代理業務	資助言・代理業務	務、投資運用業務	資助言・代理業務

2.企業結合日

2016年10月1日

3.企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

		1 2 2 2 2 2 2 2
A44	DIAM	MHAM
会社名	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7.交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9.取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結 合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月 13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下 の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1)中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間 2024年4月1日から2024年9月30日まで
 - (2)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144.212百万円

(3)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額 76,224百万円

被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負 b. 発生原因

債の純額と取得原価との差額によります。

20年間の均等償却 c.のれんの償却方法及び償却期間

(4)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

負債合計 b.負債の額 9,256百万円 うち未払手数料及び未払費用

(注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の

4.539百万円

額には含まれておりません。

(5)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な 種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1)貸借対照表項目

流動資産	- 百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	- 百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注)固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	- 百万円
営業利益	3,629百万円
経常利益	3,629百万円
税引前中間純利益	3,629百万円
中間純利益	3,101百万円
1株当たり中間純利益	77,541円29銭

(注)営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬55,266百万円運用受託報酬8,186百万円投資助言報酬1,200百万円成功報酬- 百万円その他営業収益13百万円合計64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1株当たり純資産額

1,937,834円09銭

1株当たり中間純利益金額

188,050円89銭

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

「ハコにノー門が引血並散の弁定工の生版」の	771 11 2 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属し ない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中 間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平 均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

⁽注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項 委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増 資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。
- (2)訴訟事件その他の重要事項 委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	三井住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円 (2024年3月末日現在)
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

67 1h	資本金の額	* * * * * * * *
名 称	(単位:百万円)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	日本において銀行業務を営んでおります。
PayPay銀行株式会社	72,210	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社きらぼし銀行(1)	43,734	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社鳥取銀行	9,061	日本において銀行業務を営んでおります。
三菱UFJ eスマート証券株	7 406	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
式会社	7,196	品取引業を営んでおります。
池田泉州TT証券株式会社	1,250	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
他山水州(一血分体以云红	1,230	品取引業を営んでおります。
PWM日本証券株式会社(3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
1)	3,000	品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
1/11/2/11 3 日 1 証力	01,020	品取引業を営んでおります。
 岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
	3,000	品取引業を営んでおります。
極東証券株式会社	5,251	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
三菱UFJモルガン・スタン	40,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
レー証券株式会社	,	品取引業を営んでおります。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
	,	品取引業を営んでおります。
静岡東海証券株式会社	600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
立花証券株式会社	6,695	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
」 ちばぎん証券株式会社	4,374	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
	,	品取引業を営んでおります。
むさし証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
	, , , , ,	品取引業を営んでおります。
 楽天証券株式会社	(2) 19,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
	- / 10, 100	品取引業を営んでおります。

		有価証券報告書(内国投資
東海東京証券株式会社	6,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
	420	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
米氏证分体以云社	420	品取引業を営んでおります。
±\\\	13,494	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
東洋証券株式会社(1)		品取引業を営んでおります。
1		「金融商品取引法」に定める第一種金融商
内藤証券株式会社 	3,002	 品取引業を営んでおります。
.=		「金融商品取引法」に定める第一種金融商
m o o m o o 証券株式会社	(3)8,625	 品取引業を営んでおります。
		├────────────────────────────────────
SMBC日興証券株式会社	135,000	 品取引業を営んでおります。
	13.195	├────────────────────────────────────
マネックス証券株式会社 		 品取引業を営んでおります。
	600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
広田証券株式会社		 品取引業を営んでおります。
	11,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
松井証券株式会社		
	3,794	├────────────────────────────────────
リテラ・クレア証券株式会社		品取引業を営んでおります。
		「金融商品取引法」に定める第一種金融商
三田証券株式会社	500	品取引業を営んでおります。
UBS SuMi TRUST		
ウェルス・マネジメント株式会	5,165	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
社	,,,,,,	品取引業を営んでおります。
1-		「今朝帝中國리法 广宁씨之等,孫今朝帝
豊証券株式会社	2,540	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。

(注)資本金の額は2024年3月末日現在

- (1)新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。
- (2)2023年12月31日現在
- (3)2024年4月1日現在

2【関係業務の概要】

- 「受託会社」は、以下の業務を行います。
- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集販売の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出いたしました。

提出年月日	提出書類
2024年7月30日	臨時報告書
2024年10月2日	臨時報告書
2024年10月16日	有価証券報告書
2024年10月16日	有価証券届出書
2024年12月2日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和業務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM J-REITオープン(2カ月決算コース)の2024年7月17日から2025年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM J-REITオープン(2カ月決算コース)の2025年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

 アセットマネジメント One 株式会社

 取締役会

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中 間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して 除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入 手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できな くなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1)上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。